

第2章 応急対応期の活動

本章においては、応急対応期における被災者の生活支援に重点を置き、各種計画について定める。

所 管	総務対策部，関係機関
-----	------------

第1節 災害救助法の適用計画

災害に際し、食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした応急的な救助を実施するため、災害救助法の適用を行う。

第1 実施機関

知事は、法定受託事務として救助の実施に当たる。ただし、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任したときは町長が実施する。

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の各号に規定するところによる。

なお、本町における災害救助法の適用基準（災害救助法に規定する住家滅失世帯数）は次のとおりである。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が50世帯以上であるとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が25世帯以上であるとき。
- (3) 県全体の住家が滅失した世帯数が5,000世帯以上で、本町で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については換算しない。

[滅失世帯の算定基準]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。○ 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。 |
|--|

第4 適用申請手続き

本部長（町長）は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想されるとき、直ちに知事あてに被害の状況を報告（適用基準に合致する場合）し、災害救助法の適用申請手続きを行う。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供するとともに、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

[救助の種類及び実施期間]

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置	7日
災害にかかった者の救出	3日
炊き出しその他による食品の給与	7日
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日
飲料水の供給	7日
応急仮設住宅の供与	20日以内着工
住宅の応急修理	1ヶ月以内完成
医療及び助産	14日及び7日
死体の搜索、処理、埋葬等	10日
障害物の除去	10日
学用品の給与	教科書：1ヶ月以内 文房具等：15日以内
応急救助のための輸送	救助種目ごとの救助期間中
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助種目ごとの救助期間中

第5 個別適用計画

1 避難所の設置

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に避難所を供与し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費及び購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。ただし、福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3) 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(4) 避難所開設状況報告

町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、概ね次のとおりで、電話又は電報で情報提供する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 箇所数及び供与人員 ○ 開設期間の見込み |
|---|

2 応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。
その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

(2) 設置場所

町において決定する。なお、町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。
仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を得て行うが、状況に応じ町長に救助事務の一部として委任できる。

[(参考) 入居者基準]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住家が全壊（焼）、流失した世帯○ 居住する住家がない世帯○ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯<ul style="list-style-type: none">・ 生活保護法の被保護者及び要保護者・ 特定の資産のない失業者・ 特定の資産のない母子家庭・ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者等 |
|--|

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

町長は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

なお、供給の実施については本章第4節第2「飲食物の供給」による。

(2) 給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

(3) 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

その際町は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

4 飲料水の供給

町長は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。ただし、町において実施できないときは、県及び他の市町の応援協力を得て実施するものとする。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服、寝具その他生活必需品の給貸与

知事は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被服、寝具及び身の回り品○ 日用品○ 炊事用具及び食器○ 光熱材料 |
|--|

6 医療及び助産

知事は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から14日以内（助産は分べんした日から7日以内）とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。

(2) 医療のための費用

- ① 医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
- ② 一般の病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者による場合
協定料金の額以内

(3) 医療の方法

県医療救護班は、医療機関の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。

県医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

7 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、地震の揺り返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明しがたいときなど、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

8 住宅の応急修理

知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

1ヶ月以内に完成する。

(2) 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(3) 協力要請

県は、町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して行う。

(1) 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- 教科書
- 文房具
- 通学用品

(2) 適用期間

教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。

(3) 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として町長が行うが、教科書については、県が、町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

10 遺体の搜索、処理、埋葬等

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合にその埋葬等を実施する。

なお、遺体の搜索、処理、埋葬等に係る適用期間は、災害発生の日から10日以内とする。

11 障害物の除去

知事は、災害のため住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1) 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げ及び輸送手段の借上は町が実施するが、町から要請があった場合は、県があっせんする。

(1) 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するために必要な労働者等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じた適切な手段を採用する。

- ① 災害応急対策実施機関の常用労務者及び関係者等の労働者の動員
- ② 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員

- ③ 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
- ④ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ⑤ 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

(2) 一般労働者の確保の方法

各応急対策実施機関は、応急対策の実施において不足する労働者の確保を県に連絡し、県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあっせんを要請する。

(3) 輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間

輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間は、次のとおりである。

範 囲	期 間
被災者の避難	1日～2日以内（内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。）
医療及び助産	7日～14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

※ 災害救助法が適用された場合は、町において直接必要に応じて雇い上げるものとし、賃金職員等雇上費の限度額は地域の職業安定所の業種別標準賃金の例による。

(4) 輸送及び賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上科、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(5) 輸送力の確保

- ① 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。
- ② 県、町は動員できる車両（ジープ、大型トラック等）、船艇を把握しておく。
- ③ 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

13 生業に必要な資金の貸与

災害により住家が被害を受けた者で、災害救助法が適用された地区内に住む者に対して、生業資金を貸与して再成を図る。

(1) 実施責任者

資金の貸与は県が行う。

(2) 資金の貸与対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- ② 生業の見込みが確実であって具体的事業計画を有し、かつ償還見込みがあると認められる者であること。

(3) 貸与の金額

生業費 1世帯当たり 30,000円 就業支度費 1世帯当たり 15,000円

(4) 貸与できる期間

2カ年以内（無利子）

(5) 貸与者の決定

県が決定する。町は、貸与者の選定等の事務を行う。

所	管	各対策部，関係機関
---	---	-----------

第2節 防災業務関係者の安全確保計画

原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通規制、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を確立する。

第1 防災業務関係者の安全確保

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮する。また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

第2 防護対策

町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保し、県の指示を受けて、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとる。また、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県その他関係機関に対して防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

第3 防災業務関係者の放射線防護

1 放射線防護に係る基準

被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、原子力災害対策指針に示される防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

対 象	指 標
○ 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量（上限）：50ミリシーベルト
○ 防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量（※）	実効線量（上限）：100ミリシーベルト ただし、作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 <眼の水晶体> 等価線量（上限）：300ミリシーベルト <皮膚> 等価線量（上限）：1シーベルト

（※）例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等

これらの防災業務関係者の放射線防護に係る防護指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものし、この値になったとき、又はこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性のある場所での原子力防災業務に従事することを禁止する。また、日管理目標値は10ミリシーベルトを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止する。

2 防災業務関係者の被ばく管理

（1）町は、防災業務関係者の被ばく管理を担う班を定め、放射線防護を担う班は、万一被ばくした場合には、県等関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

(2) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとするが、町においてこれが困難な場合は、県及び他の関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行う。

(3) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第4 防災業務関係者の医療措置

防災業務関係者が被ばくした場合、町は、本編第1章第9節「原子力災害医療活動」の定めるところにより、次の措置をとる。

1 初期被ばく医療及び二次被ばく医療に該当する場合

国等から派遣される原子力災害医療に係る医療チーム及び関係機関と緊密な連携の下、スクリーニング、除染等の医療措置を行う。

2 三次被ばく医療に該当する場合

(1) 高度被ばく医療支援センター等へ搬送する。

(2) 本部長（町長）は、搬送に当たって、知事に対して防災ヘリコプター又は自衛隊の航空機による搬送を要請するほか、消防機関に対して搬送手段の優先的確保等を要請する。

第3節 飲食物の摂取制限、出荷制限等の措置計画

原子力災害時には、放射性物質又は放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生じるため、町は、県及び関係機関と連携し、飲料水及び飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する。

第1 汚染状況の調査協力

水道班は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

第2 飲料水、飲食物の摂取制限

1 摂取制限の措置

町は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係公共団体に指示されることから、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限、出荷制限を実施する。

(1) 飲料水に対する措置

水道班は、国及び県の指示により、汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止の措置を講じる。

(2) 飲食物に対する措置

産業対策班は、国及び県の指示により、汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する措置を講じる。

(3) 農林畜水産物に対する措置

産業対策班は、国及び県の指示により、汚染地区住民並びに汚染地区区域内の農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取又は漁獲禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。

(4) 避難所等での措置

救助衛生班は、飲料水、飲食物及び農林畜水産物等の緊急時モニタリング結果が判明するまで、避難所等での飲料水・飲食物等の摂取を一時禁止する。

2 制限の解除

町は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限、出荷制限等及びこれらの解除を実施する。

[飲食物摂取制限の基準（「OILと防護措置」抜粋）]

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
飲食物摂取制限 ^{※5}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロシーベルト/時 ^{※2} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6 (Bq (ベクレル) /Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※3}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000 ^{※4}	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
		ウラン	20	100		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※3 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※4 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※5 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3 飲料水及び飲食物の供給

町は、避難等の措置を指示した場合、又は国及び県の指示により、飲料水及び飲食物の摂取制限に関する措置を実施した場合には、直ちに県及び関係機関と連携し、本章第4節「緊急物資の供給計画」に基づき、避難所等への飲料水及び飲食物の供給を実施する。

第4節 緊急物資の供給計画

避難等の措置又は飲料水及び飲食物の摂取制限の措置を講じた場合において、町民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な施策を講じる。

第1 飲料水の供給

水道班は、県と連携し、被災者に対して、飲料水の給水場所、給水時間等を十分広報し、衛生的で清浄な飲料水を速やかに供給する。

なお、給水に当たっては、緊急時モニタリングの結果に基づき、汚染区域以外の飲料水を供給する。

第2 飲食物の供給

1 備蓄品等の供給

救助衛生班は、被災者並びに災害応急対策従事者等に対して、備蓄品等の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を実施する。

2 炊き出し等による飲食物の給与

教育班は、避難等により自宅で炊飯等ができず、また飲食物の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

なお、町単独で全ての被災者に炊き出し等による飲食物の給与が実施できない場合は、県に対し、自衛隊による炊き出し等の要請を行う。

3 放射性物質の影響に関する措置

町は、県の協力の下、放射性物質の影響がない飲食物を供給するよう万全の措置をとる。

第3 生活必需品等の供給

1 実施体制

災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は、本部長（町長）の指示の下、救助衛生班が行うものとし、災害救助法が適用された場合は、次により実施する。

(1) 物資の確保及び輸送は、原則として県が行う。

(2) 被災者に対する物資の供給は、原則として本部長（町長）の指示の下、救助衛生班が行う。

2 生活必需品等の供給

救助衛生班は、被災者に対して、衣料、生活必需品その他の物資の円滑な配給を実施する。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

3 放射性物質の影響に関する措置

町は、県の協力の下、放射性物質の影響がない生活必需品を供給するよう万全の措置をとる。

第4 その他の調達方法、受入れ、配布方法等

1 その他の調達方法

町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町に協力を要請するほか、国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に支援を得て実施する。

2 物資の集積・保管及び配送

救助衛生班は、調達した物資及び県より援助を得た物資を越前町役場、宮崎コミュニティセンター、越前コミュニティセンター、織田コミュニティセンターの中から災害の状況に応じて場所を選定し、集積・保管する。また、集積・保管された物資の必要数量を確認し、避難所等単位に仕分けして避難所等へ配送する。

3 配布方法

救助衛生班は、避難所等に配送された物資を各避難所等の管理責任者の指示により、避難所等内の自主防災組織を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら配布する。

なお、避難所等以外で避難生活を行っている被災者に対しては広報車等により援助物資の情報を提供する。また、避難所等まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得ながら配布する。

第5節 要配慮者に配慮した応急対策計画

原子力災害において、要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第1 情報伝達及び広報における配慮事項

町は、県と連携し、テレビ放送やインターネットにおける手話通訳、外国語放送、文字放送及び多言語に対応したソーシャルメディアによる発信、並びに避難所等での文字媒体、手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達及び広報について十分配慮する。また、観光客等の一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、インターネット、広報車、CATV、町防災業務無線（同報系）、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用した情報伝達及び広報について十分配慮する。

第2 避難等における配慮事項

1 避難等への配慮

(1) 社会福祉施設における措置

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。また、入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

(2) 医療機関における措置

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等の指示があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師及び職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。また、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

(3) 町における措置

救助衛生班は、県と連携し、町民、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合、自衛隊等の協力を得ながら迅速かつ円滑な避難等が行われるよう、要配慮者に十分配慮する。また、被災施設等の的確な状況の把握に努め、町内外の他施設への緊急避難についての情報及び他の市町又は各施設への避難受入れについての情報の収集・提供を行う。

2 健康への配慮

町は、県と連携し、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないことなどに十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に必要な飲食物及び資機材の確保並びに提供を行う。

第6節 文教対策計画

原子力災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、身体への影響がなくなった段階で、早急に学校教育施設の除染等を図り、必要であれば代替施設の確保等の応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第1 学校施設の休校措置

1 町

教育班は、避難等の措置が行われた段階で県教育委員会から学校施設の休校措置をとるよう通告があった場合、各学校長へ伝達する。

2 学校長

学校長は、休校措置の通告があった場合、即時に全校休校とし、児童・生徒の安全を確保するとともに、所定の場所で、町が派遣する責任者を通じ、保護者へ児童・生徒の引き渡しを行う。

第2 授業再開措置

学校長は、身体への安全が確保され、県教育委員会から授業再開対策について連絡があった場合、児童・生徒へ授業再開時期や授業内容等を伝達する。

なお、町外へ避難した児童・生徒には、郵送や電話等により、的確に連絡をとることとする。

第3 教職員の確保

教育班は、授業再開に必要な教職員を確保するため、県教育委員会の調整の下、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充等を行う。

第4 通学路の安全確保

町は、授業再開に向けて、通学に必要な道路の安全の確保について、県等関係機関と連携をとりながら、その確保に努める。

第5 児童・生徒・教職員の精神保健対策

教育班及び学校長は、カウンセリングが必要な児童・生徒や教職員数を把握して県教育委員会へ報告し、必要に応じ、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士のボランティア支援のあっせんを求める。

第6 その他の対策

1 転学手続き

教育班及び学校長は、児童・生徒の中で、転学を希望する児童・生徒について、保護者との連絡調整を図り、隣接市町村及び県教育委員会を通じて他府県に速やかな受入れを要請する。

2 高校入試手続き

教育班及び学校長は、被災時の高校入試について、県教育委員会と連携して入試期日・出願資格・出願手続き・検査場所・募集人員・入学手続きの延期等の弾力的な対応及び高校や中学校との連絡調整等の措置を講じる。

第7節 ボランティア等の受入計画

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、町民や町外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制及び活動体制について定める。

第1 ボランティアの受入れ

1 災害時ボランティア活動の制限

町は、防護措置をとったときには、防護対策区域内への立入禁止などの活動制限について、報道機関を通じた情報提供に努める。

2 ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県が防護措置の解除を決定した段階からとする。

なお、町は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保等を行う。

3 災害時ボランティアの受入体制

救助衛生班は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、町社会福協議会と連携してボランティアセンターを設置し、ボランティア窓口にてボランティアの受付・登録を行う。また、ボランティアの受入れに際しては、県が必要に応じて保険料を負担するボランティア保険への加入をボランティアに呼びかけるほか、被ばくに十分留意する。

4 災害ボランティアの活動体制

救助衛生班は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行うとともに、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じて保健センター等をボランティアの活動拠点として提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

2 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

第8節 地震応急対策計画

地震が発生した場合、原子力事業所の異常の有無にかかわらず、その情報は非常に重要であることから、地震時における的確な情報伝達体制及び活動体制について定める。

第1 原子力事業者の措置

原子力事業者は、次に掲げる規模の地震が発生した場合には、直ちに原子力事業所の施設及び設備を点検するとともに、その点検結果について、異常の有無にかかわらず、県及び町に連絡することとなっている。

なお、次に掲げる規模以外の地震の場合でも、県又は町から要請があった場合には、同様の措置をとる。

[連絡の必要な地震]

原子力事業所名	連絡の必要な地震
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本原子力発電(株) 敦賀発電所 ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん ・ 関西電力(株) 美浜発電所 ・ 関西電力(株) 大飯発電所 	<p>敦賀市中央町、敦賀市松栄町若しくは美浜町郷市に設置している震度計において、震度5強の地震発生を福井地方気象台が発表したとき、又は発電所にある地震計が震度5強相当の地震を観測したとき。</p>

第2 町及び県の措置

町及び県は、上記第1による連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、報道機関の協力を得るなどしてその旨を町民等に広報する。また、県は原子力事業所と連携し、万々に備え、緊急時モニタリング活動における警戒配備の準備を行うとともに、環境放射線モニタリング情報を町に連絡する。